

会 議 録

会議の名称	令和元年度西東京市個人情報保護審議会（第3回）
開催日時	令和2年1月27日（月）午前10時00分から午前11時45分まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎西東京市議会第1委員会室
出席者	（出席委員） 横道会長、大川委員、岡本委員、河野委員、茶谷委員、濱野委員、土方委員 （説明員） 子育て支援部長、子ども家庭支援センター長、子ども家庭支援センター相談係長、子ども家庭支援センター相談係主査、健康福祉部健康課長、健康課主幹、教育部教育企画課長、教育企画課学務係長、教育企画課学務係主事 （事務局） 総務部長、総務部総務法規課長、総務法規課法規文書係長、法規文書係主任、法規文書係主事
議題	議題1 委嘱状の交付について 議題2 会長の互選及び会長職務代理者の指名について 議題3 個人情報の収集について（諮問） 議題4 西東京市立中学校登下校区域防犯カメラの設置について（諮問） 議題5 防犯カメラの設置運用状況について（報告） 議題6 その他
会議資料	1 令和元年度第3回個人情報保護審議会予定表 2 諮問書2件（写）ほか 3 防犯カメラの設置運用状況の報告に係る資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○事務局 ただいまから、令和元年度第3回個人情報保護審議会を開催する。はじめに、委嘱状の交付を行う。</p> <p>【市長から各委員に委嘱状を交付】</p> <p>○事務局 続いて、市長及び教育長から諮問書の交付を行う。</p> <p>【市長及び教育長が前会長に諮問書を交付】</p> <p>【市長及び教育長退席】</p> <p>○前会長 続いて、「議題2 会長の互選及び会長職務代理者の指名について」を議題とする。</p>	

【会長及び会長職務代理者を決定】

- 会 長 続いて「議題3 個人情報の収集について（諮問）」を議題とする。担当課からの説明を求める。

【担当課から説明】

- 会 長 担当課からの説明に対し、質問等はあるか。
- 委 員 平成30年度の要保護児童等の新規相談件数は1,138件とあるが、1,138人と捉えてよいか。
- 説明員 1,138件は通告を受けた回数なので、対象者が重複している可能性もあり、件数と人数は一致していない。
- 委 員 実際に虐待を受けた児童の人数は何人になるのか。
- 説明員 平成30年度の虐待の通告数は、363件である。現在は通告件数で把握しているものを、今回子ども育成支援総合相談システムを導入することにより、正確な人数を把握できるようになる。
- 委 員 「子ども家庭支援センターが収集した個人情報の提供は、要保護児童対策地域協議会の構成機関に限定する。」とあるが、ここで言う構成機関は具体的に何か。
- 説明員 要保護児童対策地域協議会は、25の関係行政機関、9つの関係法人、児童福祉の関連する職務に従事する5職種で構成されている。これらには、児童相談所、警察、幼稚園、保育園等が含まれている。
- 委 員 構成機関は誰が認定するのか。そこまで構成機関として認めていいのか。今後増える可能性はあるのか。
- 説明員 構成機関の調整は子ども家庭支援センターとなっており、構成機関は発足当初から要綱で定められている。
- 委 員 例えば若年妊婦の場合、年齢で判断するため判断に迷うことはないが、特定妊婦かどうかの判断はどうしているのか。
- 説明員 特定妊婦の要件は、手引きである程度決まっている。また、子ども家庭支援センター内の会議で判断をしている。
- 委 員 若年妊婦は何歳までを指すのか。
- 説明員 10代の妊婦をいう。
- 委 員 昨今の社会情勢を踏まえ、「個人情報を扱う利用者は、定期的に管理責任者が行う情報セキュリティ研修を受講し、守秘義務を含めた情報管理を行う。」では、委託先や他の機関の個人情報の管理意識がやや不足しているのではないかと。委託先等にも適切に研修を行ったほうが良いのではないかと。
- 説明員 現在も、年間150人の要保護児童対策地域協議会の職員に対し研修を行っており、児童福祉法上の守秘義務については説明をしている。
- 事務局 個人情報を処理する業務又は個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、当該受託した業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うことが、条例で規定されているため、委託会社には契約する段階で誓約書を提出させている。
- 委 員 児童の年齢が18歳に到達したとき又は支援が終了したときは、総合相談システム内の当該個人情報を速やかに廃棄するとあるが、現実的にはなかなか難しいように思う。具体的な方法は考えているか。

- 説明員 18 歳に到達した年度末に、システム上一律に廃棄する。システム上できることは業者に確認済みである。
- 委員 物理的な廃棄方法を教えていただきたい。
- 事務局 かなりセンシティブな個人情報であるため、廃棄の段階の情報流出は一番避けなければならない。紙データのものはシュレッダー後に溶解処分をするなど、徹底していきたい。
- 委員 廃棄証明書を廃棄業者から提出させるなど、目に見える方法で管理することを検討していただきたい。
- 委員 18 歳に到達した年度末に廃棄とあるが、これまでの履歴も全て廃棄してしまっているのか。今後、他のケースの支援に活かせる貴重な情報も含まれていると思うが、18 歳に達したら一律に廃棄することで良いのか。貴重な情報が失われてしまうのではないのか。
- 説明員 紙データは5年保存を予定している。
- 説明員 電子データのものをどこまで保存し、どこまで廃棄するかは今後の課題である。
- 委員 電子データのものは、18 歳で廃棄してしまうのか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 本当にそれでいいのか。その後、対象者に別の問題が発生した際に、前回のデータが残っていないのはよろしくないのではないのか。
- 委員 健康課からもらったデータを子ども家庭支援センターで肉付けをすると思うが、個人の記録として本当に18 歳で廃棄してしまっているのか。
- 委員 センシティブな個人情報であるがゆえに、ずっと保存しておくのもいかなものかと思うが、廃棄の在り方は検討すべきである。
- 委員 漏洩が心配な電子データは廃棄するのはわかるが、せめて紙データのものだけでも残すべきではないか。支援が終了したときにデータを廃棄とあるが、その後、問題行動が起きる可能性もある。そう簡単に廃棄の判断ができるのか。もっと慎重になるべきである。
- 説明員 紙データの保存年限は5年で検討していたが、今の意見を踏まえ再検討する。
- 事務局 保存年限の延長は、更に継続して保存する必要があると認められる文書等があるときは認められている。必要に応じて活用していく。
- 委員 LGWAN 回線を利用するとあるが、これは国や他の市町村と情報をやり取りする際に使われる回線である。今回の情報のやり取りは西東京市内のみという認識でよいか。
- 説明員 そのとおりである。健康課と子ども家庭支援センターの2課のみが利用することになる。
- 委員 要保護児童対策地域協議会で情報を使用するとあるが、協議会内でデータはどの様に活用され、どの様に廃棄されるのか。
- 説明員 児童福祉法では、情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができると規定されており、必要性を確認しながら情報を提供し、関係機関等が利用する情報について記録し、管理をする。廃棄は、子ども家庭支援センターと併せて、関係機関に周知・徹底したい。
- 委員 担当者が全て廃棄するという認識でよいか。
- 説明員 そのとおりである。
- 委員 守秘義務のある担当職員が情報の提供を脅迫されることはないのか。

- 説明員 児童福祉法上の相談員も職員に当たるため、守秘義務違反には罰則が科せられる。それは職員も認識しているはずである。
- 委員 分かっているにもかかわらず情報が漏らしてしまう可能性は十分にある。その場合どうするか。
- 事務局 個人情報を渡していいかの判断は、総務法規課に相談が出来るようになっており、庁内でしっかり体制は整えている。
- 委員 情報提供の可否の判断は、担当のケースワーカーにかなり重圧がかかる可能性がある。1人で判断せずに、会議で決定するようにする。
- 会長 それでは質疑を終了し、委員のみで審議するので、説明員は離席するように。

【説明員離席】

- 会長 本諮問に関して、各委員の意見を求める。
- 委員 検討すべき点は2つある。1つは、収集した個人情報を一律の基準で廃棄して良いかという問題。もう1つは、職員個人に情報提供の圧力が加かった際に、組織全体でどう対応するのか。これらを附帯意見として述べたほうが良い。
- 会長 審議会として、個人情報の収集を認めるという結論でよろしいか。なお、答申を出すに当たり、委員からの御意見を踏まえた附帯意見を申し添えるということによろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、そのような趣旨で、事務局において答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。
- 各委員 異議なし。

【説明員退席】

【教育企画課入室】

- 会長 続いて「議題4 西東京市立中学校登下校区域防犯カメラの設置について（諮問）」を議題とする。担当課からの説明を求める。

【担当課から説明】

- 会長 担当課からの説明に対し、質問等はあるか。
- 委員 登下校区域とあるが、どこまでの範囲を指すのか。
- 説明員 東京都では、「自宅から学校までの最短経路のみならず、学校と放課後児童クラブの間の経路等を含む子供が登下校の際に通行する道路」としている。
- 委員 防犯カメラの台数は何台を予定しているか。
- 説明員 各中学校に1台ずつの設置を予定しているため、合計9台である。
- 委員 範囲がかなり拡大されるが9台で足りるのか。
- 委員 防犯上、各中学校1台ずつで足りるのか。門に設置するだけで精一杯ではないか。
- 説明員 市内のコンビニエンスストアや、民間の事業所にも防犯カメラは設置されているため、防犯上は問題ない。
- 委員 捜査関係機関から犯罪捜査の目的で照会を受けたときは、職員の手間がかな

りかかる。照会を受けたときの体制はどう整理されているか。

- 説明員 令和元年に実際に照会を受けた件数は、48 件である。2 人体制で行っているが、半日時間がとられてしまう。現在、危機管理室に人的支援の相談をしているが、照会範囲を限定してもらうなど、今後、対応策を検討していく。
- 委員 捜査関係機関に個人情報を提供する際の懸念事項はないか。
- 説明員 正式に捜査事項照会書をいただいているので問題ない。
- 委員 電磁的記録媒体の交換を必要とするときは、物理的に破壊するとあるが、具体的に教えていただきたい。
- 説明員 防犯カメラの中にある SD カードを抜き、職員立ち合いのもと、委託業者に破壊をしてもらう。今後は、その際、廃棄証明書を発行することも検討する。
- 委員 防犯カメラは電柱に設置するとあるが、停電があったときはどうするのか。
- 説明員 停電した際は、その間記録することはできない。
- 委員 防犯カメラが故障したときは、下から見て確認できるのか。
- 説明員 故障した際は、委託業者内のモニターですぐ確認ができるようになっている。また、年に 1 回、委託業者で点検を行っている。
- 委員 1 週間でデータが上書きされるが、捜査上、短期間で問題ないか。
- 説明員 1 週間前の照会が来た際は断っている。
- 委員 技術的に 1 週間しか記録ができないのか。
- 説明員 重要な個人情報を取り扱っている関係で、運用上 1 週間で設定している。
- 委員 防犯カメラを設置する際は、映り込んでいる市民の自宅の個人情報が知らぬ間に第三者に提供されるようなことがないよう、十分注意していただきたい。
- 説明員 防犯カメラを設置する際は、実際に近隣住民の方の家を訪問し、説明をしており、自宅にはマスキングがかかるようになっているため問題ない。
- 会長 それでは質疑を終了し、委員のみで審議するので、説明員は離席するように。

【説明員離席】

- 会長 本諮問に関して、各委員の意見を求める。
- 会長 審議会として、個人情報の収集及び本人通知の例外を認めるという結論でよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、そのような趣旨で、事務局において答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。
- 各委員 異議なし。

【説明員退場】

- 会長 続いて「議題 5 防犯カメラの設置運用状況について（報告）」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から報告】

- 会長 続いて「議題 6 その他」を議題とする。事務局からの説明を求める。

【事務局から説明】

○会 長 以上で本日の会議は閉会とする。